

北九州市立第1・第2緑地保育センター指定管理者募集に関する第1回質問についての回答

質問	回答
<p>【一般管理費等(修繕費)について】 修繕費1,759,000円は「実績払いとし、毎年度、清算(過不足により返還または補填)します」と記載がありますが、どのように事務処理を行う流れになるのでしょうか。</p>	<p>修繕費1,759千円については、北九州市会計規則に基づき、市が概算払で費用を支払い、用務終了後7日以内に、概算払精算書に証拠書類を添付して市へ提出することとなります。 実績が1,759千円を下回る場合は、下回った額を精算(戻入)します。また、1,759千円を超えることが予想される場合は、事前に市へ報告し、対応については協議のうえで決定します。</p>
<p>【最低限との要求水準について】 「⑧最低限度の要求水準の利用者数」として、「第1緑地保育センター(宿泊保育 3,011人、日帰り保育 6,657人)、第2緑地保育センター(宿泊保育 4,508人、日帰り保育 4,680人)」とありますが、コロナ禍を経験し、感染リスクを考慮する傾向が増えることも予想されます。また、児童数は年々減少傾向です。こうした状況から、最低限度の要求水準は高いと思われますので積算の根拠の提示をお願いいたします。要求水準のクリアが絶対条件であれば、応募を検討せざるを得ないです。</p>	<p>要求水準は、新型コロナウイルス感染症発生前の平成31年度の利用実績をベースとして、平成31年度から令和6年度の北九州市内の入所児童数の変動状況を踏まえて試算をしています。 要求水準の達成は絶対条件ではなく、また、達成すれば高い評価を得られるというものではありません。事業内容や状況などを勘案の上で評価することとなります。例えば、今まで宿泊保育を利用していた保育所等が、新型コロナウイルス感染症流行後の生活習慣の変化により、日帰り保育や提案事業などに変更する場合などは、その状況などを踏まえて評価をしていくこととなります。</p>
<p>【自主事業について】 「イ 自主事業による収入」について、「指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます」と記載がありますが、市としてどのような内容を想定されていますでしょうか。</p>	<p>自主事業は、指定管理者が自らの責任と費用により、指定管理業務以外として事業を行うことです。 北九州市では指定管理業務について気軽に相談できる場として「指定管理よろず相談処」を開設していますので、自主事業などについて検討されている場合はご相談いただきますようお願いします。</p> <p>『指定管理よろず相談処』のHPアドレス https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/092_00012.html</p>